

平成29年度第4回箱根町行財政改革有識者会議報告書

日 時：平成29年12月25日（月曜日）14：00～17：00

場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室

出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】

田中 啓座長、池島祥文委員、伊集守直委員、

嶋矢 剛委員、高井 正委員、田代恭子委員

【箱根町】

吉田功企画観光部長、對木総務部長、

村山企画課長、吉田朋正財務課長、

伊藤企画課副課長、関田財務課副課長、

辻満企画課特定政策係長、海野

【会議概要】

1 開 会

企画課長

それでは、平成29年度第4回箱根町行財政改革有識者会議を開会します。

資料は、会議次第、委員名簿、資料1「平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について」、資料2「箱根町行財政改革アクションプラン（平成29～34年度）【事務局案】」、資料3「次期財源確保策の検討の進め方について」、資料4「都市計画税及び入湯税の導入可能性の検討結果」、資料5「箱根町の今後の行財政運営に関する提言書」、参考資料1「箱根町公共施設等総合管理計画」、参考資料2「箱根町公共施設再編・整備計画【第1期】」、参考資料3「新財源確保について（提言）」、参考資料4「前回の新財源確保策の検討時資料」となりますが、一部資料の送付が遅くなりましたことにつきまして、お詫びいたします。

早速ですが、田中座長から開会のご挨拶をいただき、引き続き議事の進行についてもお願いします。

2 座長あいさつ

田中座長

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます

ございます。10月開催の前回会議から少し間が空きましたが、この間、アクションプランの見直しに関わる修正案に対するご意見等にご協力いただきありがとうございました。

前回までは、これまでの行財政改革の取り組みの検証や中間見直しの基本的な考え方や新たな基本理念・基本方針について議論してきましたが、本日から具体的なプランの見直し案、あるいは今後の財源確保のあり方が議題となります。

本日は長丁場となりますが、いつもと変わらず活発なご議論をいただければと思います。よろしく願いいたします。

3 議 題

(1) 中長期財政見直しについて

事務局から、中長期財政見直しについて前回会議時の発言に対して、資料1「平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について」を基に補足説明を行った。

田中座長

ご意見等ありましたら、お願いします。

嶋矢委員

今の補足説明には特段意見はありませんが、前回会議での中長期財政見直しに関わる私の発言に訂正があります。

租税教室用の資料では小学校の建設費用が10億円程度となっており、箱根中学校の大規模改修が約22億円では高額ではないか発言しましたが、今年度の資料では30億円となっていましたので、発言を訂正させていただきます。

田中座長

町が示した数字に、特段の違和感はないということですね。私の方から、今の補足説明に対する質問が2つあります。

1つ目は、先程の説明ではアルバイト職員の賃金が平成32年度以降人件費に振り替わるため、人件費抑制が求められている中で、これまで以上に計画的な管理が必要であるということでした。

アルバイト職員の雇用に関わる方針はこれから検討するようですが、例えば、正規職員と同等とまではいかないまでも、アルバイト職員の人事を一括して管理する部署を設ける考えはあるのでしょうか。

2つ目は、国民健康保険運営の県移管ですが、例えば、県

内で国保財政が非常に悪い自治体や財政力の弱い自治体は負担を減らすとか、または国保財政が良好な自治体や財政力の強い自治体は負担が増す等の可能性があるかお願いします。

財務課長

1つ目のアルバイト職員ですが、正規職員は採用試験や面接を行い採用していますが、現状、アルバイト職員は人事部門を通さず、各課が人手不足等の理由により予算要求し、査定で認められれば採用している状況です。

また、正規職員には定員管理計画がありますが、アルバイト職員に関する方針等はないため、今後、給与が人件費になることも踏まえ、部署毎の必要数や雇用形態等を町全体で検討し、計画や方針等を定める必要があると考えています。

2つ目の国保運営の県移管による影響ですが、市町村は賦課・徴収した保険料を県に納付金として支出する一方、県から市町村に保険給付に必要な費用が全額交付されるため、各年度の資金繰りが安定するのではないかと考えていますが、財政力等により県への納付額や町への交付金が増減されることはないと考えています。

高井委員

これまで保険料率は市町村が決定していたので保険料が低い自治体と高い自治体があったわけですが、都道府県が保険者になることで、低かった自治体の保険料が高く、高かった自治体の保険料が低くなるイメージですか。

財務課長

神奈川県では市町村毎に保険料率を算定を行うようなので、他の自治体の影響を受けることはないと考えています。

伊集委員

アルバイト職員ですが、民間では人件費削減の観点から雇用の非正規化が進み、労働環境の悪化という問題がある中で、地方公共団体でも、物件費か人件費かという科目の問題ではなく雇用の非正規化が進むのであれば、アルバイト職員の雇用方針を定めることは非常に重要だと思います。

正規職員は定員管理計画がありますが、例えば、定住化施策を検討する際に、アルバイトでは生活が厳しく町外へ流出してしまうのであれば、正規職員として採用することにより定住化に寄与する可能性もあります。

直接ではありませんが、町の定住化施策や人口問題と関わる内容だと思いますので、アルバイト職員の今後の方針を議

論する際、人件費の管理だけでなく、他の施策との繋がりも意識すべきであると感じました。

高井委員

例えば、確定申告や納税通知書の発送時など、繁忙期に対応するためアルバイト職員を活用するケースがある一方で、人件費削減のため正規職員を削減して通年でアルバイト職員を雇用するケースもあると思いますが、現状、どちらが多いのでしょうか。

総務部長

正規職員の削減を行ってきていますので、通年で雇用し、簡易な事務から振り替えるケースが大半だと思います。

田中座長

それが実態ということですね。

議題1は、前回説明のあった中長期財政見通しに基づき、今後、アクションプランの中間見直しや次期財源確保策の検討を行っていくために補足説明があったものですが、その点についてご意見があればお願いします。

(意見等なし)

田中座長

それでは、中長期財政見通しの内容について有識者会議で了承し、当面の間、これに基づいてアクションプランの中間見直しや次期財源確保策の検討を行うこととします。

(4) その他 行財政運営を考える町民会議の提言書について(報告)

田中座長

次の議題に移りますが、議題4にその他として行財政運営を考える町民会議の提言書の報告がありますが、これは議題2以降の議論にも関連するため、事務局から先に説明をお願いします。

事務局から、町民会議から11月17日付けで提出のあった提言書について、資料5「箱根町の今後の行財政運営に関する提言書」を基に概要の説明を行った。

田中座長

町民会議は、私がファシリテーターとして進行及び調整役を担い、高井委員と池島委員にアドバイザーとして、黒子役ですが参加しています。

事務局の説明の補足ですが、提言書のたたき台は私が作成しましたが、町民会議の議論を踏まえ、箱根町の財政に関する認識や事実関係について不正確にならないよう提言書をまとめました。

特に、8ページからの「3.提言」の部分は、観光分野と暮らし関連分野の2つのグループに分かれて議論し、目標と具体策はその結果をそのまま記載しています。

財源不足の現状を踏まえると、直ちに実施は難しい提案もありますが、委員の皆さんは観光立町として今後も長期にわたり発展していかなければ財政問題も解決しないという認識があり、将来的に向けて今後どうしていくべきかを重視し、考えた結果となります。

15ページ「(5)固定資産税の超過課税の今後の扱いについて」は、明確な結論が出た訳ではなく、アクションプランの見直しや中期財政見通しの改訂を踏まえて検討するというところで、基本的には役場の取り組みと議会の活動に委ねる形としています。

この内容について、ご意見等をお願いします。

嶋矢委員

私と伊集委員が参加した前回の新財源確保有識者会議で固定資産税の超過課税を提言したので、それを町民の皆さんがどのように捉えているかを1番注目して拝読しましたが、超過課税の導入を入口から否定するのではなく、将来的に常に必要性を検討するべきであるという当時の提言内容と、町民会議での議論も同様の方向性であり、安心しました。

前回の新財源確保の提言書は、本日、参考資料3として配付されていますが、超過課税が長期間必要ということではなく、町民会議の提言書の記述のような趣旨で財源確保策としては有効な案であるというトーンでしたので、同じような認識でご理解いただいているのかなと思います。

当時の委員であった立場からすると、提言書の記述にもう少し理解いただけている表現があると嬉しかったです。概ね肯定的に受け止めていただいていることを感じました。

田中座長

町民会議の委員は、大半が各種団体からの推薦という立場で一定の制約があり、超過課税に関わる記述は最後まで微調整をしながらこのような表現となった経緯があります。

委員の方は、町財政が非常に厳しい状況にあること、仮に

固定資産税の超過課税を継続したところで根本的な解決にはならないことを理解していると思いますし、明言しないまでも超過課税のような財源が引き続き必要であるという認識を持ちつつ議論していたと思います。

伊集委員

提言書を拝見し、非常に良い内容だと思いました。特に、後半の施策案の提言について、具体化に向けて考えていければ良いと感じました。

1箇所だけ、4ページ下から3段落目の4行目「すべてを行政の責任にするのではなく、自分たちも『当事者であるという意識を持つこと』が必要であると考えました」の記述で、「自分たちも」ではなく「自分たちが」であれば更に良かったと感じました。

また、提言書は議会にも提出しているそうですが、議会の反応など把握している範囲で教えてください。特に、16ページの「終わりに」の部分で、議会に求めることとして行政に対する監視役としての役割だけでなく政策提言機能を発揮すべきという記述があり大変重要な内容だと思います。

今後は固定資産税超過課税のような財源の検討に積極的に加わる姿勢が求められると思いますが、議会が今後どのような役割を担っていくかについて、提言書を受けてからの反応や動きがあったのでしょうか。

企画課長

11月下旬の議会全員協議会で提言書を配布するとともに、内容について簡単に説明しました。

その後、12月定例会において議会で行財政改革調査特別委員会を設置し、今後、詳細に議論していくことは決定しましたが、具体的な活動自体はこれからになると思います。

田中座長

個人レベルでの感想等はありませんか。

企画課長

直接的に感想を聞いたわけではないですが、真摯に受け止めていただいていると思います。

田中座長

町民会議の提言書は、町民宛でもありますが、その周知がいかがでしょうか。

事務局

提言書作成の後、有志委員に概要版を作成してもらい、現

在、校正作業を行っています。年明けには回覧により周知を行う予定です。

田中座長

提言書の内容は詳しくは一読いただければと思いますが、有識会議での議論やアクションプランの内容を縛るというより、期待をかける内容になっています。町民・事業者としては、町の今後の動向を注視しつつ、議会の担う役割も果たして欲しいというスタンスで書かれていると思います。

提言書は町から作成を求めたものではなく、幅広い町民・事業者の思いをまとめたものなので、今後の議論の参考にしていただければと思います。

(2) 行財政改革アクションプランの推進項目について

事務局から、資料2「箱根町行財政改革アクションプラン(平成29～34年度)【事務局案】」を基に、アクションプラン見直しのたたき台について説明した。

①目次から第3章部分

田中座長

資料2は、これまで議論してきた基本理念や基本方針を踏まえ、各課等に照会した推進項目を加えた中間見直しに向けてのたたき台となります。

計画期間は、前回会議から本日までの間に私と事務局で調整し座長修正案として皆さんに確認していただいた内容を記載していますが、それも含めご意見があればと思います。

まずは、前半の第1章から第3章までで、意見等ありましたらお願いします。

高井委員

形式的なことですが、文章の中で「、」「,」を使い分けているのであれば良いですが、混在している部分については統一した方が良いでしょうと思います。

田中座長

最終的に、統一していただくようお願いします。

なお、議題3で今後のスケジュール案の説明がありますが、1月に新プランの素案を作成し、2月にはパブコメを行うという流れになりますから、今回と2月上旬に予定している次の2回のみがプランの内容を議論する機会となりますので、時間があまりないことから、本日お気づきのことは、

全て発言いただければと思います。

伊集委員

計画期間ですが、平成 29～34 年度の 6 年間とするのは良いと思いますが、実際にプランを出すのは平成 30 年度となるので、策定時に過年度である平成 29 年度の計画が含まれているのを、どう整理したら良いか疑問に思いました。

また、6 ページ「2. 計画期間」の 3 段落目「平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間の計画（平成 29 年度を含め以降 5 年間の計画）」とありますが、平成 29 年度を含めると 6 年間の計画、または平成 29 年度の後 5 年間の計画という表現になると思います。

さらに、座長修正案に対する意見として回答しましたが、4 ページ「○有識者会議における検証結果」の囲みの 2 段落 1 行目の最後「削減となる部分とコストが追加となる部分」について、コストの削減となる部分と追加となる部分という表現の方が整った文章になるのではないかと提案しましたが、反映されていないのは何か理由があるのでしょうか。

事務局

最後の有識者会議の検証結果部分は、以前いただいた指摘の反映漏れですので、次回までに修正させていただきます。

田中座長

計画期間は、現行プランを平成 27, 28 年度までとし、平成 29 年度から新しいプランで始めることとしたのは、私の理解では、現行プランを平成 27～29 年度までとすると、来年度に再度総括を行う必要が生じます。

このため、基本的には平成 30 年度以降が対象となりますが、平成 29 年度を含んだ形の計画とし、その検証は新しいプランで行った方が、プランの執行としては無駄がないという考え方で了解したと記憶しています。

なお、伊集委員から指摘のあった表現の修正については、次回までをお願いします。

伊集委員

考え方は理解しましたので、それで賛成です。

池島委員

4 ページ「(4)町民会議の提言書の反映」の部分ですが、17 ページ以降の推進項目一覧の部分で反映した項目を明示した方がわかり易いと感じましたが、その記載自体が良いかも含めて検討した方が良いと思いました。

- 田中座長** 今後、尋ねられるでしょうし、町としても説明の必要があると思いますので、何か表示を入れた方が良いでしょう。
- 特段、明示しても問題ないと思いますし、前提条件で可能な限り反映すると位置付けておりますので、明示した方が望ましいと思います。
- 伊集委員** 町民会議の提言書は非常に積極的で前向きな提案があり良いと思いますが、アクションプランの取り組みに位置付けるのか、また、現実的に実現可能かなど、そもそも町の施策として取り組むべきかどうかをどこで判断するのでしょうか。
- アクションプランの見直しは、議会に承認を求めることになりますか。
- 企画課長** 議会の承認を得る性質のものではありませんが、最終的に報告はします。
- 伊集委員** 町が行財政改革のプランを作成する際に、町民会議の提案を受けて積極的に取り上げる手法が果たして良いのか。
- 有識者会議についても要綱で助言・提言を行うと位置付けがあるものの委員の提案をどこまで反映するのことは同様ですが、町民会議は様々な分野の町民・事業者に参加しているものの政治的代表ではない組織の提案で、それを可能な限り取り上げるといふ考え方自体が問題ないのか、また、提案を積極的に実施すると、当然、歳出増になりますので財源不足が拡大します。
- それに対し責任をもって財源を措置する方向で行くのか、現実的に歳出は一定程度、抑えないといけないという検討も必要なので、反映している項目について、それを町として取り入れるべきかどうかの議論が必要だと思います。
- 企画課長** 町長を本部長として部長級職員で構成する行財政改革推進本部会議の開催を1月中旬に予定しており、その中で決定したいと考えています。
- 町民会議の提言内容の全て受け入れるのは、やはり考え方として少し違うと思いますので、行政の考え方と合うもの、また、より効果が見込まれるものを盛り込んでいきたいと考えています。

田中座長 何を盛り込むべきか、役場内でオーソライズするプロセスを経るということですね。

嶋矢委員 8, 9 ページに効果目標額の記載があり、今回はたたき台としての金額ですが、効果がそれほど期待できないのではないかと思われる項目も見られます。多くの取り組みで実施をアピールすることで行財政改革に対する理解が深まるメリットもありますが、一方、執行段階でコストが掛かり目標額に達しない項目があるのではないかと懸念します。

本日の意見を踏まえ取組項目の精査を行う際に、網羅性は確保されていると思いますので、メリハリの部分、特に収支改善効果額を達成することは、現在の財政状況を踏まえると喫緊の課題となりますので、効果目標額の部分を重視して精査して欲しいと思います。

田中座長 関連しますが8, 9 ページの項目は、一部の項目をピックアップした形ですが、最終的に何らかの効果額または費用が掛かるものは全て収支改善効果額を記載するという理解でよろしいでしょうか。

収支改善を目指す項目と行政サービス拡充のためコストが増える項目について、全項目を入れるか、または選別するか、その点はどう考えていますか。

事務局 9 ページの下に※印で3点記載してありますが、現状は各課から回答のあった内容を集計したもので、収支改善効果額の回答があったものを記載しています。ただし、効果額の記載漏れなどを確認する予定ですので、若干の増減はあると思います。

最終的には、プラス・マイナスいずれか収支改善に影響を与える項目は全て記載する予定ですが、導入の可否を検討し決定する項目も複数あり、これらは可否が決定しないと金額が出せませんので、この一覧の対象外とする予定です。

高井委員 8 ページの重点項目「2 受益者負担の適正化」ですが、受益者負担は受益に対して料金を負担することなので、固定資産税は普通税ですから、その意味で違和感があると思います。手数料や使用料なら理解できますが、受益者負担金とまで

記載していないため広い意味では良いかもしれませんが、受益とすると特定財源や目的税というニュアンスが一般的なので、受益者を削除し負担の適正化とすれば良いと思います。

また、「3 自主財源の確保」ですが、固定資産税も自主財源で超過課税を行うことは自ら決定できるため、これらの棲み分けをどうすべきか、再度整理して欲しいと思います。

田代委員

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の3つが含まれますが、償却資産は受益者負担にはなじまず、町民が見て分かり難いと思います。

例えば償却資産としてコピー機を購入し、それに対して受益者負担と考えると違和感がありますので、その点からも整理が必要だと思います。

企画課長

たたき台を作成する段階で、重点項目の割り振りにはしっかりこない部分があることは承知していますので、今後、精査したいと思います。

伊集委員

発言のありました受益者負担の表現と推進項目の割り振りに修正が必要だと思います。

プランの構成ですが、第3章で推進項目を抜き出して収支改善効果額をまとめていますが、いきなり抜き出すとわかり難い部分があり、先に全体像があった方が良いでしょう。

具体的には、第4章の全体体系図、重点項目、推進項目一覧を先に記載し、その後、収支改善効果額を抜き出して見せる。例えば、第3章の収支改善効果額の前あたりに体系図を記載するような構成が良いのかと思いました。

構成としては、収支改善効果のある行財政改革の取り組みを行った結果として財源不足額が算出され、それが次期財源確保策をどうするか議論に繋がりますし、仮に財源確保額も推進項目に入れるのであれば、プランの内容が大きく変わると思います。

現状の見せ方をするのであれば、少なくともここで出てくる収支改善効果額と財源不足額がどのような関係であるかを示さないと、何の効果か伝わらないと思います。

もう1点、第4章のタイトルは「アクションプランの概要」となっていますが、内容は全体像や個別推進項目が網羅されていますので、概要ではなく全体像の方が良いでしょう。

田中座長

いきなり効果目標額ではわかり難いので、インデックスを先に出した後に効果額を記載するとともに目次の文言や表現の修正をお願いします。

加えて1点申し上げると第1章のタイトルは「町を取り巻く現状と課題」ですが、「町を取り巻く」という表現はよく使われますが、人口減少・高齢化も含めて町が直面する現状と課題であると思います。「取り巻く」では周辺の条件や環境ですが、町自体がそのような状況ですので、町が直面する現状と課題とした方が良いでしょう。

嶋矢委員

推進項目はこれから精査するとのことでしたが、8ページの一覧表の「No.11 町税の徴収率の向上」は、収支改善効果額全体の1/3弱を占めており、直感的に高い目標額ではないかと感じました。

28ページに具体的な計画がありますが、滞納分は前提として今まで納付されなかった部分が残っているわけで、当然、相手方を捕捉できないような不良債権も含まれていることを考えると、この目標額は過大ではないかと思いました。

また、目標額は積み上げた金額を記載していると思いますが、28ページの効果額を見ると、全体額を単純に年数で割って算出している印象を受けるので、精査をお願いしたいと思います。

田中座長

効果額の数字は、今後精査をお願いしたいと思います。

伊集委員

5ページの基本方針2で「量的改革だけではなく質的向上により、町民満足度を高めるための行財政サービスを着実に提供します」とありますが、一般的な表現なのかとは思いますが、箱根町では町民満足度をどのように測っているのでしょうか。例えば、施設で利用者のアンケートを行う等により住民満足度を測っている団体もあります。

具体的に、そのような部分までイメージしているのか、それともあくまでも一般的な表現として記載しているのか、どちらでしょうか。

企画課長

今の発言のように、結びつけて想定していませんでしたが、町民満足度の調査自体は、総合計画の見直しのタイミングで

行うアンケート調査の項目に必ず盛り込んでいます。

田中座長

把握する手段はあるとのことですが、私も今まで見てきてこの部分はあまり気にしていませんでしたが、このような表現をする時は、通常、住民満足度が低いことを行政が認識し、対策を検討する際に使う表現だと思います。

伊集委員が、「不断の改革」の「不断」は不要ではないかと指摘した趣旨と同様に、決まり文句的な使い方をしていると思いますので、表現については、厳密にどのような意味があるかという視点で見直しをお願いします。

②第4章部分

田中座長

第4章以降は内容がかなり多く、初めて出てきた部分が大半となりますので、是非、本日ご意見いただきたいということと、推進項目の中で現在調整中として事務局から課題の説明があった項目が3つあります。

1つ目は、21ページの「財政調整基金の残高確保」で、2つ目は、同ページの「計画的な起債借入」であり、どの程度の水準を目指すべきか、3つ目は、30ページの「ふるさと納税の促進」で寄付金の活用方法について何かアイデアがあればお願いします。

この3点と項目全体について、ご意見等をお願いします。

高井委員

ふるさと納税ですが、他団体のホームページを見ると、例えば子育てや環境に使って欲しいなどのように寄付者が用途を選択できるケースが多いですが、そのような手法は取っていないのですか。

財務課長

本町も町長にお任せという項目も含めると、観光地づくりや安心・安全等大きく分けて5項目の中から用途を選択し、寄付をいただいています。

高井委員

例えば、ある項目について全体の30%の寄付があったとすると、指定された用途にあった事業に使う方針であるということでしょうか。

田中座長

寄付者がどのような分野に希望しているか全般的に見なが

ら、配分を事後的に決めているということですね。

高井委員 30 ページ「ふるさと納税」の「現状と課題」に記載のある 5.3 億円は、全て町長お任せ分でよいですか。

財務課長 その金額は 5 項目ですので、何%かは観光、何%かは子育てというように考えていただければと思います。

伊集委員 本日の資料 4 の 12 ページの図表 21 の黒い丸のある項目が、ふるさと納税の寄付時に選べる使途の区分だと思えます。

田中座長 その他の町長のお任せ分への寄付は、合理的な範囲内であれば上限なしでよいですか。

財務課長 資料 4 の 21 ページの「その他（使い道の制限なし）」は、寄付者が使途を指定せず、町長に使途をお任せすることを意味しています。

高井委員 今の発言を踏まえると、個人的な意見として、寄付金の使途が 5 項目で決まっているのであれば、その範囲内で町の優先順位の高い事業に充当することが寄付者の意向でもありますので、そのような運用で良いと思います。

ただし、財政調整基金への積み立てとの兼ね合いは考慮する必要があると思います。

嶋矢委員 私も少額ですが箱根町に寄付させていただき、使途は町長一任を選択しました。町長一任ですから、それを選択した私のも他の方も、特段使途の希望はないと思います。

それを正にここで議論している事であり、「町長一任」はその 5 項目に縛られないと思っていますが、皆さんはいかがお考えでしょうか。

田中座長 その部分を含め、町はこの場で意見を求めているということですね。

伊集委員 ふるさと納税は少し難しい部分があると思いますが、寄付金の全額を事務事業の財源とし、別の財源から経費の 4 割程度を支出しているのか。また、いただいた寄付金の中から 4

割程度の経費分を引いて、残りの6割程度を財源としているのかどちらでしょうか。

例えば、子育て分野に用途を選択された寄付金を、それを尊重して全額を子育て分野に使うのか、それとも、ふるさと納税促進のために掛かる費用を最初に引いて、残りを財源とするのか、どちらでしょうか。

財務課長

現状は、いただいた寄付金から4割程度のポイント代も含めて諸経費を出し、残りを活用する形になります。

伊集委員

その意味では、寄付者側としては知らされないまま、寄付額の6割しか指定した分野に使われていないということになります。

また、ふるさと納税により財源が増えるのは良いと思いますが、財政運営で問題となるのは、少額であれば問題になりませんが、用途の指定された寄付金が増えることで予算全体に対する割合が増え、町民ではない寄付者の意向が予算に影響を与えることも考えられます。

これは、予算の決め方として必ずしも良いとは思いませんので、ふるさと納税の活用を検討するうえで留意する必要があると思います。

ただし、推進項目の課題を読む限り、ふるさと納税に頼って財政運営を行うことは危険であると認識されており、その部分は慎重に考えていくことが示されていますので、個人的にこのようなスタンスは大切であると思います。

もう1点、この推進項目は、箱根町がふるさと納税を貰える前提ですが、町民が他団体にふるさと納税を行うことも考えると、あまりふるさと納税に重点を置いて議論しなくても良いかと思います。

田中座長

寄付を貰う方がメインかということ、現状そうなっているだけかもしれないですね。

伊集委員の発言を踏まえ、ふるさと納税を活用して様々な事業に使っていくことがあり得るかと思いますが、経常的な事務事業に充当することは危険ですが、それを対象にしないと用途が限られてしまうという側面もあると思います。

伊集委員

21 ページ「財政調整基金の残高確保」について、「地方交

付税の不交付団体であるため、財政調整基金が唯一の財政調整機能を担っている」とありますが、地方交付税の財政調整機能は、あくまでも自治体間の財政調整を行うもので、財政調整基金は自治体単位での年度間の調整となりますので、ここで並べてどちらも財政調整機能を持っているという表現は、少し意味合いが違うと思います。

もう1点、「計画的な起債借入」は、起債自体が借り入れの意味を含むので、計画的な起債又は借入で良いと思います。

田中座長

ここは、正しい表現でお願いしたいと思います。

私からも1点、これらの項目は、結局各課に照会して回答があったものであり、先ほど継続項目は★印を付けていると説明がありましたが、大よそ8割程度は現行プランからの継続項目だと思います。

何億もの財源不足が生じる見通しのある自治体としては、割と思い切った項目が少ないと、正直感じざるを得ません。

このため、私が求めているというよりも、これを町民や関心がある人が見て精一杯取り組んでいるような一覧に見えるかどうかという意味では、現状ではかなり不十分であるという印象は拭えません。

それをどうするか、今のままでいいという考えもありますが、個人的にはそのような印象を受けました。

池島委員

基本方針1の「財政調整基金の残高確保」は、「現在、超過課税を実施しているのに基金に貯めるのか」という話が町民会議でもありましたので、基金残高をどう見積れば良いのかについての指針か何かないかという確認事項だと思います。他団体との比較の中で、これだけ確保しておけばよいという金額を出すことはできますか。

「適正な金額」は答えがあって無いようなもので、結局は町民にどのように納得してもらうかに尽きる事項だと思いますので、この辺りの具体的な数字は私には分かりませんが、基金にはある程度の金額が必要なので、町民に説明ができる理由を考えた方が良いと思いました。

財務課長

財政調整基金の残高の望ましい水準は課内で検討していますが、町民に理解していただけるという価値判断では、どのような金額を示しても理解して貰えないと思います。

ただし、町として、これだけの標準財政規模があり、観光、火山の町で不交付団体という中で、どの程度確保しておけばよいかは何となく拵んでいます。そのまま示しても理解していただくのが難しい部分があるため、公表は慎重にしたいと考えています。

伊集委員

その点で申し上げますと、どのくらいで比較できるかになりますが、標準財政規模の10%はかなり低いと思います。

財政運営基本条例を制定して中期財政計画を策定する自治体がある中で、最近、ヒアリングを行った富山県滑川市は人口3万人程度の市で、以前は非常に高かった債務が、現在では改善しているという状況にあります。条例で財調残高を標準財政規模の18%と定めていて、これは、かなり高い部類だと思います。

議論している中では、15%程度としている自治体は多いと思いますが、15%に根拠があるかという点も難しい部分もあります。見せ方の問題であれば、通常、自治体が財政調整基金を積む際に、この程度の水準で考えているということの基本にして、箱根町の財政的リスクも加味した場合、少なくともこの程度の水準は、確保しておいた方が良くはないか、もしくは場合によっては少し高目に設定した方が良くという形で示す方法もあると思います。

他団体や類似団体が、どの程度の財政調整基金の残高を目標としているか情報を集めてみると、説明時に使えると思います。

田中座長

今の意見も参考にしながら、目安を検討していただきたいと思いますが、箱根町の現状を考えると、10%は低めというよりは、可能な時にできる限り厚めに積んでおくというのが、多分安心な訳ですね。

確認ですが、本日のたたき台では、70項目ほど挙がっていますが、さらに項目が追加される可能性があるか、それとも今のところ想定していないということでしょうか。

企画課長

今後、行財政改革推進本部会議で議論する予定ですが、項目の追加は、現時点では中々難しいと考えています。

田中座長

結局、財源不足を解消するには、どこかで歳入を増やすこ

とを除けば歳出削減しかないと思います。

従来の方法論で可能なことはこれまで行ってきましたし、現行プランでも取り組んでいる訳で、それでは限界があるというのがこれまでの結論だろうと思います。

そうしますと、例えば色々な事務事業にせよ、今のやり方ではないやり方に変えることによって、大幅に歳出削減できるとか効果が上がるとか、そのような部分がもう少し出てきて欲しいと思いますが、それが無いのが現状です。

また、現場からボトムアップで上がってくると、目前の仕事を前提として微調整するという手法になりがちなので、横断的と言ったのは、そういう意味でもあります。

だから、少し違う仕掛けを作らないと現実的には難しく、今から間に合うかという問題がありますが、そのような問題意識を持っていただきたいと思います。

企画課長

そのような意味では、「No.39 払込通知書の廃止」は、我々としては、かなり思い切った取り組みであると考えています。

現在、会計課が口座に振り込むと、振込先にはがきを送っていますが、これを廃止する取り組みで所管課では問い合わせが多くなり事務負担が増えると言っています。

現状は、それを許さないような状況ですので、事務局から検討を依頼しました。このような内容で申し訳ありませんが、事務局でも何かないか考えて取りまとめたものです。

田中座長

私は、この通知書はなくても良いのではないかと事務局に伝えております。

事務局

補足ですが、19 ページの基本方針 4 の重点項目 1 「協働のまちづくり」は、今まで本町は、どちらかという住民との協働の取り組みが弱い部分でしたので、今後、町民や関係者と一緒に取り組むを進めていく必要がある中で、この重点項目を厚くできないかと思い、意識して各課に依頼しました。

また、20 ページの「臨時職員の採用」や「共通事務及び簡易事務の集約化」についても、庁内の分野横断的な取り組みとして、これも制度変更がある中での喫緊の課題として、座長からの指摘に対する答えになってないかもしれないですが、事務局レベルで意識して、項目を作成する際に各課に依頼して入れた項目になります。この 2 つは、何とか形にする

ことができた項目かと考えています。

池島委員

36 ページの「No.25 図書室の蔵書充実」ですが、図書機能の充実として本を増やすことを目標にしていますが、最近の公立図書館だと生涯教育に力を入れており、放課後対策ですとか、教育支援のための取り組みを実施しているところがあると聞いています。

町民会議の中でも、放課後という限定はありませんでしたが、学力向上のために塾が無いという話もあったので、そのような部分の施策を追加し、図書館の充実と位置付けると町民に対しても上手くアピールできるのではないかと思います。

また、48 ページの「No.45 防災情報発信の検討」ですが、本学に交通関係のアプリを開発している研究者がおり、防災情報も載せられないかという話を投げかけしています。

ちょうど防災情報のスマートフォン向けアプリ活用の項目があり、平成 30 年度で導入可否の決定とあるので検討の中で話をもらえれば専門家につないで、具体的な話をする事ができると思います。

田中座長

図書機能の充実は、町民会議の内容と連動させることも可能であると思います。

本日、細かい部分までは、なかなか読み込めないと思いますので、今後も個別にご意見をいただいても勿論結構ですので、是非、精査をお願いしたいと思います。

また、本日のたたき台にはない部分でも、こういうことも可能性としてあるのではないかという提案も、是非いただければと思います。

アクションプランの見直しについて、今後の進め方の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局

1 月 19 日に行財政改革推進本部会議を予定していますので、それまでに本日いただいた意見等の確認・修正を行い、庁内調整をしたうえで、2 月 2 日に開催します次回有識者会議で再度、内容の確認をお願いし、2 月中旬にパブリックコメントを実施し、3 月末にプランの確定を予定しています。

田中座長

役場内で最終確定する会議は、いつ頃を予定していますか。

事務局

パブリックコメントの時期により前後すると思いますので、現時点では未定です。

田中座長

スケジュール感は説明のとおりですので、次回は庁内調整を経た新しいバージョンが示されるということですね。

今後、お気づきの点がありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

(3) 次期財源確保策のあり方について

事務局から、資料3「次期財源確保策の検討の進め方について」をもとに今後の検討内容とスケジュールを説明した。

その後、参考資料3「新財源確保について(提言)」と参考資料4「前回の新財源確保策の検討時資料」をもとに、固定資産税超過課税の導入時の検討経過について説明した。

最後に、資料4「都市計画税及び入湯税の導入可能性の検討結果」を基に、今回、改めて検討を行った都市計画税と入湯税の導入可能性を調査した結果について説明した。

田中座長

次期財源確保策についての前回の経緯も含めた説明で、特に都市計画税と入湯税の導入可能性について、詳しい説明がありました。

嶋矢委員と伊集委員は、前回検討時に携わっていますので、まず、ご意見等ありましたらお願いします。

嶋矢委員

2年前の検討時と前提は基本的に変わらないと思います。

今回の調査結果で平成31年度以降の財源確保策の決定にあたり、ボリューム等と従来の執行の延長上で考えれば、結論は変わらないと認識しました。

伊集委員

同じような印象ではありますが、資料4の1ページに、今回検討し直すきっかけの1つとして町議会や議会で都市計画税の導入や入湯税の税率見直しの意見があったという記述がありますが、提言書には具体的に書かれておらず、町民会議の中でそのような意見があったということですか。

説明内容についてですが、1点目は、今回、都市計画税と入湯税を改めて検討しましたが、個人町民税と法人町民税は

増収規模が限られているので検討から除外したのは何故でしょうか。

増収規模が限られているのは横浜市の「みどり税」を参考に試算しているためで、この場合、増収規模は1,500万程度で財源補てんととしては、難しいという判断だと思いますが、別の手法では増収規模を確保できるかもしれないし、都市計画税の検討で出ていた大阪府豊岡市のように所得割の超過課税を行っている団体もあります。

町民の意見や反応を考えれば現実的ではないという判断もあると思いますが、再検討するのであればこの部分も含めた方が良くないかと思いました。

現下の危機的状況を考えて時に、例えば、町民会議では行政に任せきりの姿勢ではいけない、責任転嫁しているだけでは時間の浪費であり、自分達も主体的に関わるべきであるという点や、箱根町の基本的方向性は観光分野の成長がまずあり、観光と暮らしが車の両輪で長期的には持続可能な財政構造に転換することを目指すという内容の提言書が出されています。また、アクションプランに医療や子育て等の様々な施策を盛り込んだ時に、その負担のあり方を町民自身がどう考えるかということ踏まえると、候補として町民税を検討することは合理的であると思います。

2点目は都市計画税ですが、前回検討した部分でもあると思いますが、他の財源との関係性と資料4の4ページからの下水道整備状況を踏まえると、難しいと感じました。

検討内容で少し気になったことは、前回どのように議論したか記憶していませんが、第3号公共下水道区域の整備のため全体計画区域に課税すると、当面の間、便益のないところまで対象となり、受益と負担の関係から説明が難しいという説明でしたが税の検討をする場合、この理屈で考えると一切検討できなくなると思います。

目的税は普通税と異なり用途を特定して徴収するもので、そこには本来、受益と負担の繋がりが必ずしもあるわけではないですが、日本の地方税ではその繋がりを意識して行っており、都市計画税もそのような形になっています。

先ほどの第3号公共下水道の件は時間的なズレがあるだけで、既存の整備分は、便益がないのに税を負担してきた納税者がいます。目的税ではありませんが、この納税者は、なぜ税を負担してきたのかということに結局なってしまうので、

箱根町全体の下水道事業は、一定のサービス水準のもと町内全域で必要なものを整備するという時に未整備箇所として残っている部分もありますが、便益がある方ない方に関わらず、町民に対して下水道事業によるサービスを広く保障するという意味があるので、この部分をそれほど強調し過ぎなくて良いかと思えます。

そこを強調してしまうと、本当に税は個別の受益と負担の関係がないといけないという理屈になってしまうので、その点が少し気になりました。ただし、検討内容の全体を見ると、たしかに都市計画税の導入は難しいという印象はあります。

田中座長

重要な指摘がありました。町民税を検討から除外する理由がどの程度あるか、確認をお願いします。

都市計画税について、受益と負担の関係をそれほど厳密なものとしするのは、租税の専門家でもそのような見解であるという理解でよろしいでしょうか。

その辺りを踏まえて何かありましたらお願いします。

高井委員

消費税は普通税ですが、事実上、福祉や子育て、今回は授業料無償化に使われています。細川内閣の時から消費税の福祉目的税化という話がありましたが、消費者はすべからず福祉サービスを受けているかということ、そうではありません。例えば、子供がお菓子を買っても、直接、受益があるわけではないと思います。このことから、目的税にすることと受益と負担の関係は別の話であり、それ程こだわる必要がないかと思えます。そうでなければ、税ではなく料金を徴収すればよいという理屈になります。

それから、私も今の説明を聞いて何か良い方法がないか考えていましたが、財源不足の発端は、年間 2,000 万人の観光客に消防やごみ処理で経費が余分に掛かることだと理解しています。観光客が事実上負担している入湯税は年間 6.9 億円程の税収があり、都市計画税を 0.3% の制限税率で導入し 5 億円弱の財源を下水道事業に充当し、余った入湯税の財源を観光客のために使うのはどうでしょうか。

事務局

入湯税は観光振興のほか環境衛生施設や消防施設の整備が対象であり基本的に維持管理費に充当できません。これが、本町の財源不足の主要因ですが、都市計画税については、仮

に課税したらどうなるかという観点で検討しました。

都市計画税は任意法定税ですので、導入するかは町の判断になりますが、他団体の都市計画事業では、例えば公園や道路等の一般的に受益があると考えられるものが何らかありますが、本町の場合、都市計画事業は下水道事業しかないので、負担をお願いするにあたり、自分の所に下水道が来ていないのに長期間負担し続けるのかという問題があります。

このため、町が導入を決断することは難しい現状ですが、今回、導入の条件を整理するという観点で検討しましたので、その考え方はご理解いただければと思います。

ご指摘のあった税の本質的な議論は別の部分として判断していることも、ご理解いただければと思います。

伊集委員

前回の検討時と基本的な前提は変わっていないと思いますが、箱根町は不交付団体であり、本来足りるはずの財源が不足している理由は、観光客が多く来ることによる過大な支出もありますが、一方で独自に行っている町民向けのサービスもあります。

このサービスのバランスも考えて検討すると、固定資産税の納税義務者数の町内3と町外7の割合がバランスが取れており、固定資産税の超過課税により負担をお願いすることが妥当ではないかという基本的方向性は現状も大きく変わらないと思います。

更に財源不足が拡大し、再度財源確保の検討を行わなければいけない時に、超過課税を中心にそれ以外の方法を同様の前提で検討するのであれば、税率を更に上げることを考えるのか、あるいは財源不足の部分が観光客向けなのであれば、固定資産税のバランスよりも観光客の負担が大きくなる方法を選ぶのか、ということで入湯税の検討になると思います。

しかし、入湯税は目的税で用途の制限という問題があり、それを踏まえて観光客向けのサービスに対応する部分をイメージすると、現実的にはやはり固定資産税超過課税を引き続き行うというのが基本的なポイントになるかと思います。

例えば、アクションプランの今後の行政サービスの充実という項目で、定住化も含め、医療や子育て等の町民向けの取り組みを進めていくのであれば、固定資産税の税率をそのまま上げ下げするよりも、別の財源の中で町民に対する課税の説明がつけられるようなものを検討するという論理構成にな

ると思いますが、改めて振り返り、何か新しいものが必要かという感じもします。

田中座長

伊集委員がまとめてくださいましたが、結局、都市計画税の導入や入湯税の見直しについては、諸般の事情を勘案すると困難である、あるいは使途の制限という問題で、現実的ではないということですね。

前回の議論に戻ってしまいましたが、固定資産税がそれに代わるものであることと、今回指摘いただいたのは町民税の検討、これは直ちに導入するかどうかではなくて、少なくとも検討する余地はあるだろうという指摘をいただきましたが、その点はいかがですか。

事務局

町民税については納税義務者の状況などを踏まえて検討はできると思いますので、その整理はしたいと思います。

田中座長

町民会議の議論でも、全て行政任せではいけないという意見と、町民・事業者としてもある程度身を切ることや負担することが必要であることは、何度も意見として出ました。

その時は、ごみ関係の負担を少し多く受け持つという想定意見が多かったですが、流れとしては決して間違っていないという気がします。

時間となりましたが、この議題について本日中に出しておくべきご意見がありましたら、お願いします。

池島委員

改めて、税で検討するのは難しいと感じました。ふるさと納税の枠組みで可能かは分かりませんが、簡単に寄付できる仕組みを考えられないかと思っています。

現在のふるさと納税では、寄付は1万円などある程度の金額から始まると思いますが、観光客が納めるのかどうかは別として、観光産業に関連する事業所の方に固定資産税を少し減らす代わりに少額であっても自発的な寄付をお願いしますというような方向性を、または、入湯税が難しいのであれば自発性に委ねられる部分に少し強制力を働かすような仕組みというか、観光協会や旅館組合自身で、何かそのような方策を模索するしかないかと思った次第です。

田中座長

伊集委員は、そのような事例は何か国内でご存じですか。

難しいかもしれませんが、そのような選択肢も検討の余地があるかもしれませんね。

伊集委員 先ほど説明のあった次回説明予定の協力金は、どのようなものを想定していますか。

事務局 有名な所で言うと富士山入山の協力金、また、法律ができて自然の区域で協力金を徴収するという仕組みができたようなので、その辺りのご紹介をまず行いたいと考えています。

田中座長 本日は、主に都市計画税の導入と入湯税の見直しの可能性という観点で説明があり議論していただいて、2つについては難しいということで、皆さん一致した見解をお持ちであるということですのでよろしいでしょうか。

はい。それでは、議題3を終了します。

(4) その他

事務局から、第5回有識者会議の開催日時等について説明した。

田中座長 それでは、全般を通じて何かご意見等ありますでしょうか。ないようですので、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

企画課長 本日も、年末のお忙しい中ご出席いただき、活発な議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。

今年最後の行財政改革有識者会議となりましたが、来年も、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、閉会とさせていただきます。ありがとうございます。